

今後の若者支援施設の在り方に関する提言書

令和7年（2025年）●月

札幌市子ども・子育て会議 若者支援施設在り方検討部会

目次

内容

はじめに	1
1 若者支援施設の設置経緯	2
(1) 勤労青少年ホームの開設（昭和 39 年～）	2
(2) 青少年センターの開設（昭和 57 年～）	2
(3) 札幌市青年施策のあり方検討委員会の設置（平成 19 年～）	2
(4) 若者支援施設の開設（平成 22 年～）	3
2 若者支援施設の現況	4
(1) 基本的事項	4
ア 施設の概要	4
(ア) 建物の配置・現況	4
(イ) 諸室	5
イ 運営状況	5
(ア) 運営体制	5
(イ) 利用状況	6
(ウ) 実施事業	6
(2) 若者支援施設基礎調査	6
ア 施設利用者アンケート	7
イ 支援者・利用者ヒアリング	11
ウ 他都市事例調査	12
(3) 施設の現況等を踏まえた部会での議論のまとめ	13
3 今後の若者支援施設に望まれる方向性	14
(1) 自立支援機能の拡充	14
(2) ロビー機能の強化	16
(3) 交流・活動支援機能を支えるための貸室機能の確保	19
(4) 学齢期からの支援の継続強化	21
終わりに	24
資料	25

はじめに

現在、札幌市は、若者の社会的自立を総合的に支援することを目的に、若者支援総合センター1館、若者活動センター4館（これらを総称して若者支援施設といいます。）を設置しています。

これらの施設は、平成21年4月に策定された「札幌市若者支援基本構想」に基づき、若者同士の交流や若者の社会参加の促進に加えて、ひきこもりやニートなど困難を抱える若者への支援にも取り組んできました。

しかし、基本構想の策定から15年以上経過し、この間、インターネットやSNSの普及、価値観や選択肢の多様化など、若者を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、施設の多くは、昭和50年前後に建てられた建物を使用しているため、施設の老朽化が進んでいます。

そのため、令和6年3月に、次の時代の若者支援施設のあるべき姿について検討するため、札幌市子ども・子育て会議 若者支援施設在り方検討部会が設置され、部会長と委員5名は、若者支援総合センター等の視察を含め、延べ6回にわたって議論を重ねてきました。

当部会では、今後の若者支援施設の在り方を考えていくに当たり、若者支援に対するニーズや課題、若者支援施設が果たすべき役割は何なのかを探り、今後の若者支援の方向性や、将来を見据えた、施設に求められる機能等を明らかにし、この度、本提言を取りまとめました。

札幌市におかれましては、この提言の趣旨を踏まえ、若者支援施設に関する施策の検討に加えていただくとともに、実効性のある次期基本構想を策定されることを要望します。

令和7年（2025年）○月○日

札幌市子ども・子育て会議 若者支援施設在り方検討部会

部会長 永浦 拡

1 若者支援施設の設置経緯

(1) 勤労青少年ホームの開設（昭和 39 年～）

札幌市の若者支援施設の歩みは、昭和 39 年に第一（中央）勤労青少年ホームが建てられたことから始まります。

当時の札幌市は、北海道における政治、経済、文化の中心都市として急激に発展を遂げ、職を求める青少年や、中小企業に就職する勤労青少年が急増した時代でした。また、当時は今と比べ、企業の福利厚生が十分とは言えず、中小企業に働く勤労青少年の福祉、とりわけ福祉厚生施設が望まれておりました。

こうした時代背景のもと、札幌市は、財団法人札幌遠友夜学校から学校跡地（中央区南 4 条東 4 丁目）の寄付を受け、昭和 39 年 6 月 1 日に、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を目的とした第一（中央）勤労青少年ホームを、開設しました。

第一（中央）勤労青少年ホームの開設を皮切りに、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、さらに 6 か所の勤労青少年ホームを開設し、職業技能や一般教養の講習会をはじめ、レクリエーションなどの余暇活動の提供や、若者同士の仲間づくりなどの事業を実施していました。当時は、故郷を離れ、住み込みや寮、下宿などで生活していた勤労青少年たちが、仕事終わりや休日に、同世代との交流を求め、読書、卓球や音楽鑑賞のために施設を訪れていました。

(2) 青少年センターの開設（昭和 57 年～）

さらに昭和 57 年、札幌市は、中央区北 2 条西 7 丁目にサークル活動や演劇、音楽活動など青少年の活動を支援する拠点となる青少年センターを新たに開設しました。

こうして、勤労青少年ホーム 6 館と青少年センター 1 館が運営されることとなり、昭和 63 年（1988 年）には勤労青少年ホームの愛称を“let`s（レッツ）”と定め、以後、レッツの愛称で親しまれることとなります。

(3) 札幌市青年施策のあり方検討委員会の設置（平成 19 年～）

こうして、レッツを主軸として青年施策を進めてきましたが、平成 19 年に札幌市行政評価委員会から、「勤労青少年ホームについては、その役割は終了し、利用者も一部の若者となっている。また、施設が老朽化していることから、施設を廃止すべきである。」との評価結果が出されました。その背景には、社会の変化とともに、余

暇活動の場や機会が充実し、勤労青少年ホームの利用者が徐々に固定化されていたことなどがありました。

そこで札幌市は、平成 20 年（2008 年）に「札幌市青年施策のあり方検討委員会」を立ち上げ、計 8 回の審議を重ねたうえで、平成 21 年（2009 年）4 月に「札幌市若者支援基本構想」を策定しました。構想では、勤労青少年ホームを福利厚生の拠点から、ひきこもりなど複雑多様化する若者の課題にも対応するなど、社会的自立を総合的に支援する拠点へ転換することが示されました。また、平成 21 年 7 月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、必要な情報の提供や助言を行う体制を確保するよう努めることが明記されました。

(4) 若者支援施設の開設（平成 22 年～）

以上の変遷を経て、札幌市は平成 22 年（2010 年）4 月、若者の社会的自立を総合的に支援する若者支援総合センター、若者活動センターを開設し、以降、「自立支援」、「若者同士の交流促進」、「社会参加」を三本柱に、様々な事業を展開しています。詳細については次の「若者支援施設の現況」で記します。

2 若者支援施設の現況

(1) 基本的事項

ア 施設の概要

(ア) 建物の配置・現況

若者支援施設は、若者支援総合センターを中心に、おおむね東西南北に若者活動センター4館を配置しています。



若者支援総合センターは、札幌市の若者支援施策の中核施設として、若者活動センターはサテライトとして開設されています。

各若者支援施設の建物の現況は次の表のとおりです。

札幌市若者支援施設 施設一覧

施設名		総 合		ア カ シ ア		ポ プ ラ		豊 平		宮 の 沢	
所在地		中) 南1条東2丁目 大通バスセンタービル2号館		東) 北22条東1丁目		白) 東札幌2条6丁目 ターミナルハイツ白石304		豊) 豊平8条11丁目		西) 宮の沢1条1丁目 生涯学習総合センター	
開設年月日		平成 22 年 4 月 1 日		昭和 47 年 1 月 23 日		昭和 49 年 1 月 8 日		昭和 54 年 1 月 21 日		平成 12 年 8 月 25 日	
建築年月日		昭和 50 年 7 月		昭和 46 年 12 月 28 日		昭和 51 年 3 月		昭和 53 年 12 月 20 日		平成 12 年 4 月	
面積	土地	—		1,322.4㎡		—		1,394㎡		—	
	建物	835.6㎡		901.1㎡		370.6㎡		959.2㎡		2,875.6㎡	
建物の 内訳	貸室	鉄骨鉄筋コンクリート 地下2階地上9階建 (1階及び2階部分)		鉄筋コンクリート2階建		鉄筋コンクリート 地下2階地上8階建 (3階部分)		鉄筋コンクリート2階建		鉄骨鉄筋コンクリート 地下1階地上6階建	
		活動室 (5室)	206.4㎡	活動室 (3室)	157.2㎡	活動室 (2室)	111.9㎡	活動室 (3室)	111.6㎡	活動室 (4室)	243.7㎡
				体育室	288.0㎡			体育室	417.6㎡	体育室	868.7㎡
				音楽室	36.0㎡			音楽室	23.1㎡	音楽室 (2室)	71.4㎡
				和室	24.8㎡						
	その他	計	206.4㎡	計	506.0㎡	計	111.9㎡	計	552.3㎡	計	1183.8㎡
		事務室・備品庫	68.9㎡	事務室・備品庫	48.0㎡	事務室・備品庫	139.2㎡	事務室・備品庫	50.4㎡	事務室・備品庫	390.0㎡
		2F相談フロア	265.6㎡	ロビーその他共有部	347.1㎡	ロビーその他共有部	119.5㎡	ロビーその他共有部	356.5㎡	ロビーその他共有部	1,301.8㎡
		ロビーその他共有部	294.7㎡								
		計	629.2㎡	計	395.1㎡	計	258.7㎡	計	406.9㎡	計	1691.8㎡

(イ) 諸室

若者支援施設には、誰でも、自由に、無料で利用できるスペースとしてロビーが、また、活動場所等に供される目的で、体育室や音楽室等の貸室が備わっています。貸室については、料金や予約面で若者に優先的な取扱いがなされています。

ロビーには、机、椅子が配置され、利用者は、自習や友人とのお喋りのほか、楽器の演奏など、様々な目的で自由に利用することができます。施設によっては、ロビーに簡易な喫茶コーナーが設けられており、軽食が提供できるようになっています。

貸室は、利用目的に合わせ、打合せやダンスなどの軽い運動等で利用されている活動室、防音設備が整えられている音楽室、そして体育室が設けられています。日中は主に地域の方々に、夕方から夜間にかけては学校や仕事を終えた若者によく利用されています。

イ 運営状況

(ア) 運営体制

若者支援施設では、平成 22 年 4 月から指定管理者制度を導入し、令和 7 年 ●月現在、すべての施設において、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が管理運営を行っています。

運営に当たっては、単なる施設管理に留まることなく、利用者と比較的年齢が近いスタッフを中心に、利用者とのコミュニケーションを図っています。若者支援施設では、若者の思いに応える施設のスタッフを『ユースワーカー』と呼び、ユースワーカーの活動を『ユースワーク』、ユースワークのうち利用者との交流を目的にロビーで行う活動を『ロビーワーク』と定義しています。



(イ) 利用状況

若者支援施設の利用状況を見ると、令和6年度の年間利用者数は約27万人です。コロナ禍を除けば、おおよそ20万人台後半から30万人台前半を推移しています。

(ウ) 実施事業

a 自立支援事業

若者の総合相談窓口として、就労・健康・家庭環境など様々な困難を抱える若者の相談を受け付けています。また、相談者の状況に合わせて、生活リズムの改善から対人トレーニング・職場実習まで、社会的自立に向けた様々なプログラムも展開しています。

b 若者同士の交流促進事業

若者の孤立を防ぎ、豊かな社会性を育んでいけるよう、若者同士の交流や年代を超えた交流の輪を広げるため、全ての若者が気軽に参加できるようなプログラムを開催しています。また、ロビーワークを通じて築き上げた信頼関係により、潜在的な課題を発見し、交流の機会を提供しています。

c 若者の社会参加促進事業

若者の地域活動への主体的な参加を促し、若者と地域とが育ちあう関係づくりのため、町内会等の地域事業への若者の参加や、企画段階からの参画等、社会参加のきっかけづくりに取り組んでいます。

d 貸室事業

活動室、音楽室、体育室等の有料施設を貸し出しています。

e アウトリーチ事業

若者支援施設が遠隔地にある等の理由で、気軽に施設に来ることができない若者をターゲットに、ユースワーカーが学校や若者が集いそうな公園等に出向き、事業周知、啓発、支援活動を行っています。

(2) 若者支援施設基礎調査

札幌市子ども・子育て会議 若者支援施設在り方検討部会（以下「在り方検討部会」という。）は、令和6年7月から8月にかけて札幌市が実施した若者支援施設基礎調査【① 施設利用者アンケート、② 支援者・利用者（利用対象者を含む。以下同じ。）

ヒアリング、③ 他都市事例調査】を基に、今後の若者支援施設に求められる役割と、そのために必要となる機能等を検討しました。ここでは、若者支援施設基礎調査（以下「基礎調査」という。）の結果のうち主要なものについて記載します。

ア 施設利用者アンケート

(ア) 概要

目 的：現に若者支援施設を利用している方の利用実態や若者支援施設に求める機能を把握することで、今後の施設の在り方を検討する材料を得ること

調査対象：年齢や利用形態を問わず、上記期間中に若者支援施設を利用した方

実施方法：無記名によるアンケート調査

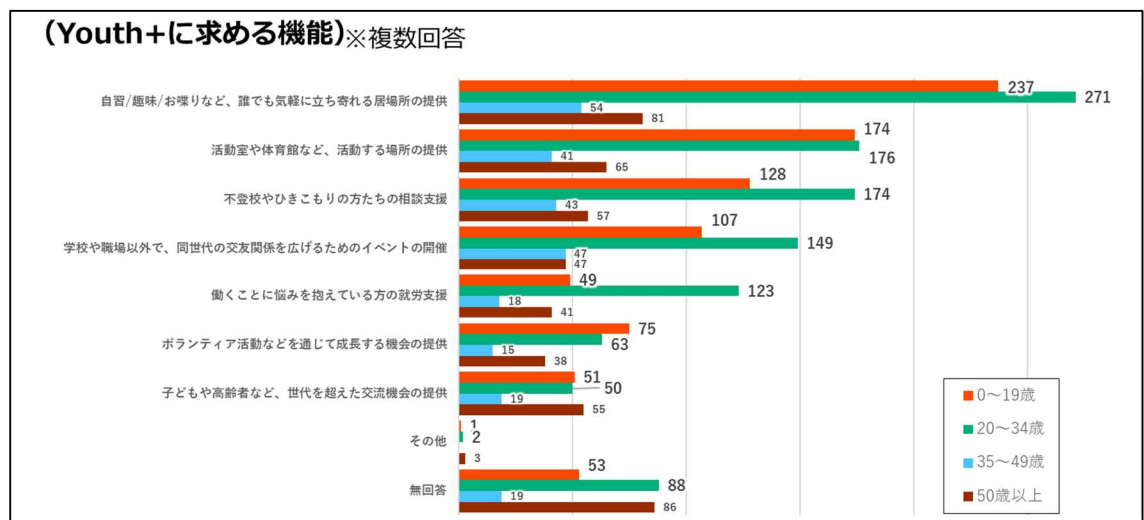
アンケート用紙又は Web 回答フォームによる回答

回 答 数：1, 0 7 5 件

(イ) 調査結果

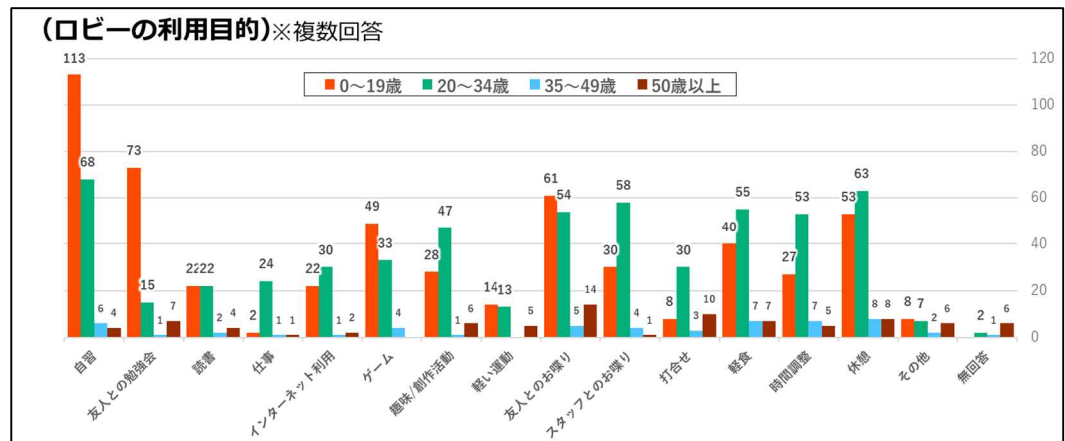
【施設に求める機能】

34 歳までの回答では、多い順に、「誰でも気軽に立ち寄れる居場所の提供」、「活動室や体育館など、活動する場所の提供」、「不登校やひきこもりの方たちの相談支援」という結果になりました。



【ロビーの利用目的】

0～19 歳では、「自習」や「友人との勉強会」を目的とする利用が多く、20～34 歳では、「自習」のほかに「趣味・創作活動」や「友人・スタッフとのお喋り」、「軽食」、「時間調整」など幅広い目的で利用されていることが明らかになりました。

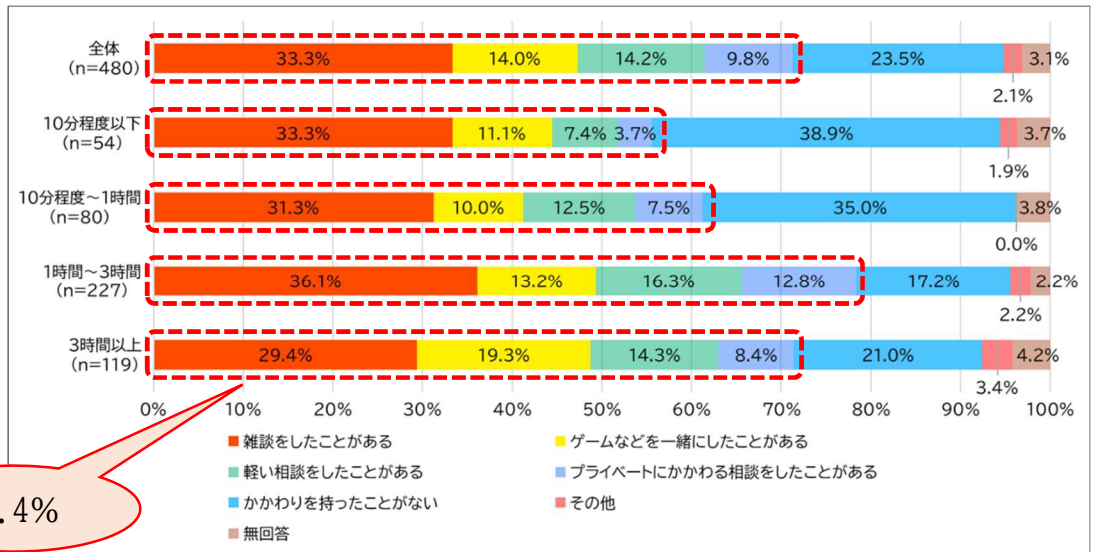


【ロビーの滞在時間とスタッフとの関わり・施設に求める機能の関係】

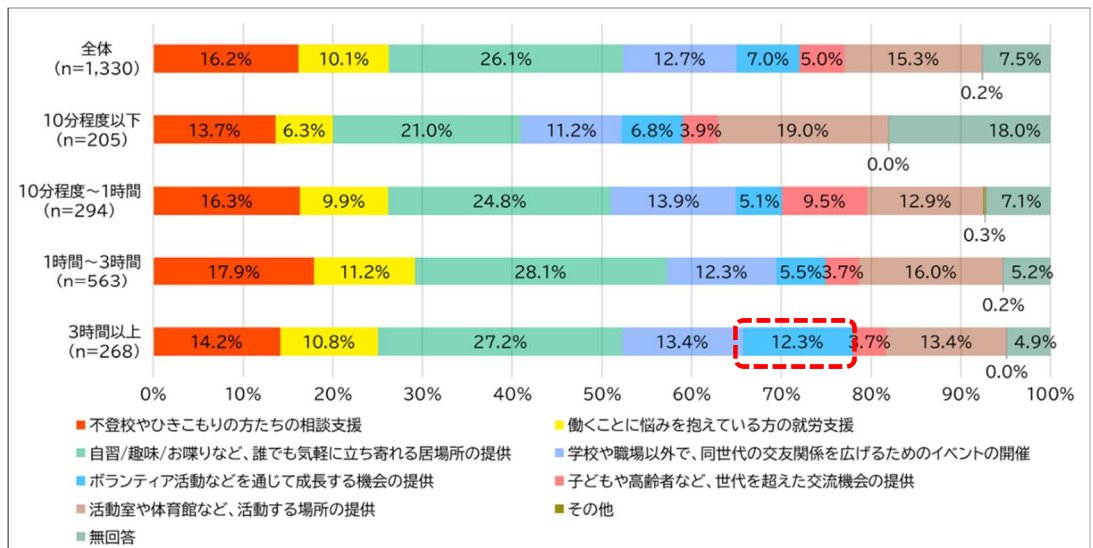
ロビーの滞在時間が長いほど、スタッフとのより深い関わりを持つ傾向があり、また、施設に求める機能についても、「3時間以上」は「ボランティア活動などを通じて成長する機会の提供」を求める割合が高い傾向にあることがわかりました。

71.3%

○「滞在時間」×「スタッフとのかかわり」



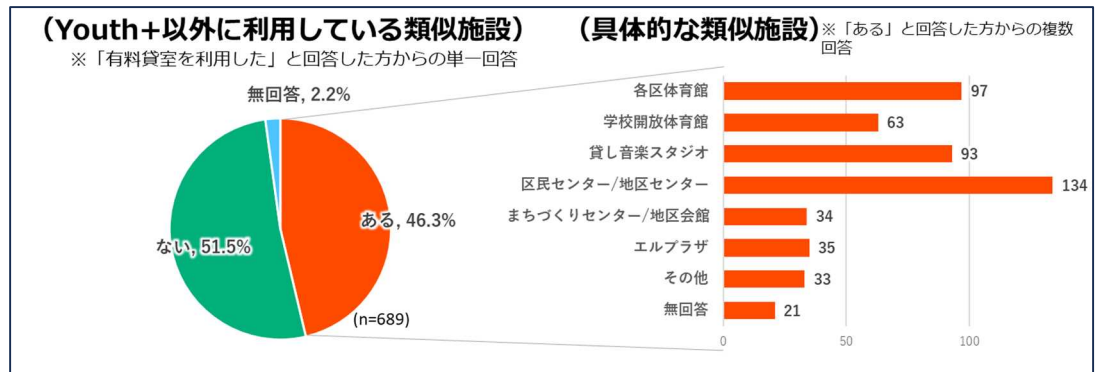
○「滞在時間」×「若者支援施設に求める機能」



【類似施設の利用状況】

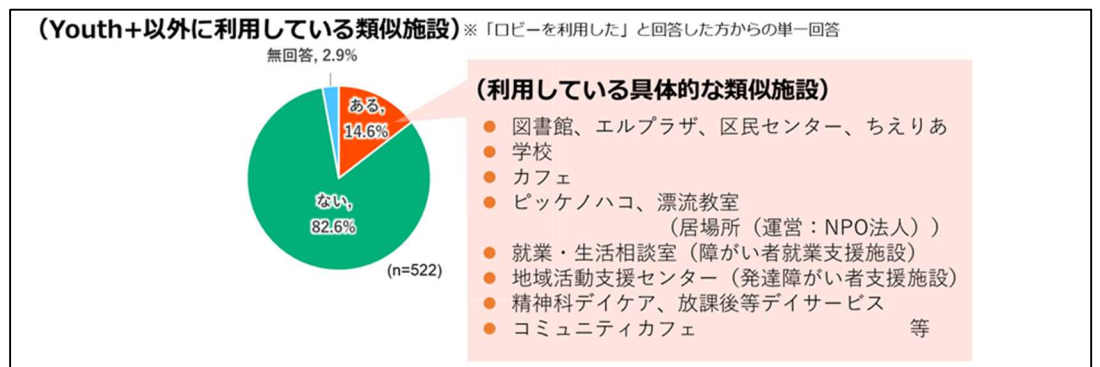
同一目的での類似施設の利用について、貸室は46.3%が他の類似施設を利用していたのに対し、ロビーは14.6%、相談支援・イベントは13.2%が類似施設を利用しているにとどまる結果となりました。

○貸室

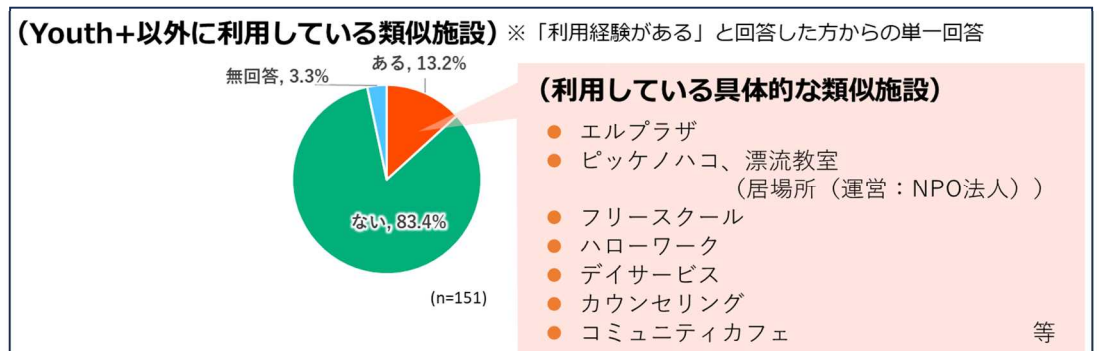


※ Youth+とは若者支援施設の愛称となる。以下同じ。

○ロビー



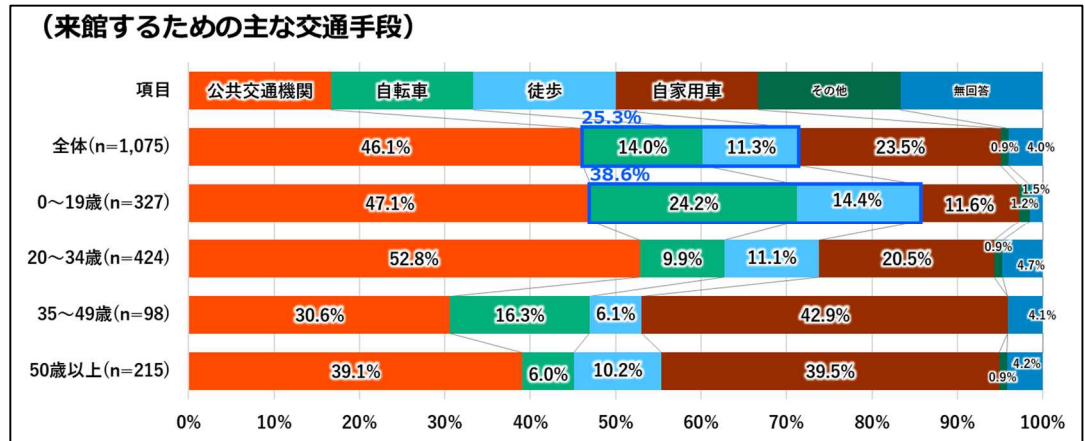
○相談・イベント (相談、交流・活動支援)



【施設への来館手段】

35 歳以上は自家用車の割合が最も高い一方、34 歳以下は公共交通機関の割合が最も高い結果となりました。

また、自転車又は徒歩の割合は、全体では 25.3%である一方、0～19 歳では 38.6%を占めていました。



イ 支援者・利用者ヒアリング

(ア) 概要

目的：若者支援に関わる様々な分野の現況や意見を聴取することで、現在、施設利用につながっていない若者も含めた支援のニーズを把握する。併せて、若者グループ、現に若者支援施設を利用している団体、施設職員の意見も聴取し、今後の施設の在り方を検討する材料とする。

実施方法：担当職員が機関・施設等を訪問し、支援等に携わる方にインタビュー形式で聴き取りを行った。

若者グループ（当事者）は、座談会形式で意見を把握した。所要時間は、概ね1時間から1時間30分程度。

調査項目：主な支援対象者、主な支援内容（業務）、近年の支援対象者の傾向、支援をする上での課題、若者支援施設との連携の実績、若者支援施設に期待する役割

ヒアリング先：25 機関・団体・グループ（教育機関、児童福祉・障がい福祉・精神保健福祉機関、生活保護等支援機関など）

(イ) 調査で把握された現状と課題

- ・ 卒業等で学校を離れた後に公的支援が途切れてしまう子ども・若者が少なくない。若者支援施設には、学校を離れた後の若者の自立に向けた支援を、これまで以上に期待されている。
- ・ 経済的な事情により、若者支援総合センター（都心）の利用を勧められない若者がいる。
- ・ 支援対象が一定程度重なる区の保健福祉部門（児童福祉、生活困窮）に、若者支援施設が十分認知されておらず、有機的な連携ができていない。
- ・ 日中・夜間に、自宅や学校以外で安心して過ごすことのできる居場所（無料）を必要としている若者がいる。
- ・ 札幌市全体が厳しい財政状況にある中、現在の機能を全て維持することは難しい。若者支援施設の老朽化に伴う対応として、持続可能な施設機能の更新が求められている。

ウ 他都市事例調査

(ア) 概要

目 的：若者支援に積極的に取り組んでいる先進自治体が、どのような建物や設備で、どのような事業を展開しているか、また、複合施設の場合、どのような分野の組織と連携されているか把握する

調査自治体：関西地方を中心とした7都市9施設

(イ) 調査結果

- ・ ロビーについては、一定程度の面積を確保した上で、自習・交流・軽食等の目的に沿ったゾーニングをしている好事例があった。スタッフと利用者が関わりやすいよう、事務室の配置やカウンターを低くする等工夫している事例もあった。
- ・ 若者同士の交流促進・若者の社会参加促進、若者の社会的自立を支援するためには、若者の活動を支える最低限の設備が必要となり、若者が集うロビーと会議室・相談室の機能がなければ、効果的な支援が難しい。
- ・ ユースワークの中で把握された児童虐待事案を、庁舎内の子育て支援機関と共有することで、児童相談所の一時保護につなげ、また、一時保護を解除

した児童を、若者支援施設が居場所として受け入れるなど、有機的に連携している事例があった。

- ・ 区役所機能と併設していることを活かし、区役所と若者支援施設相互に広報や意見聴取で協力し合っているほか、イベント等を合同で開催していた。

(3) 施設の現況等を踏まえた部会での議論のまとめ

前述した若者支援施設の設置経緯や現況、令和6年7月から8月にかけて札幌市が実施した基礎調査の結果などを踏まえ、在り方検討部会では今後の若者支援施設に必要と考えられる機能や役割等について議論を重ねました。

その結果、施設の機能は、大きく分けて「自立支援」、「ロビー（居場所）」、「貸室」、「交流・活動支援」に分類され「自立支援」については、様々な課題や困難を抱える若者への支援として、多くの関係機関から高い評価を受けていること、「ロビー（居場所）」については、ほかの施設では代替の利かない場所として、利用者からのニーズが高いことなどから、今後も、拡充又は強化していくべき機能との結論に至りました。「貸室」、「交流・活動支援」については、持続可能な施設としていくために、必要なものは継続し、他の施設でも取り組める機能については見直しを図る必要があるものの、2つの機能が一体となることで相乗効果を生み出すこと等も考慮し、今後の方向性を整理しました。

また、若者支援施設の機能を最大化するために、学齢期から青年期へ移行する際に、支援が途切れることのないような取組の必要性が明らかとなりましたので、これらの詳細について次項に記載します。

3 今後の若者支援施設に望まれる方向性

(1) 自立支援機能の拡充

ア 若者活動センターへの自立支援事業の拡大

○前記1で見てきたとおり、本施設は、昭和39年に開設された勤労青少年ホームを始まりとし、その後、ひきこもりやニート、非正規雇用の若者の増加といった社会情勢の変化を受けて、平成22年、従来の余暇活動の充実に加え、“様々な課題や困難を抱える若者に対する支援”を新たな使命とする「若者支援施設 Youth+」として再出発しました。

○それから15年が経過し、特に若者支援総合センターにおける若者の社会的自立支援の取組は、多くの関係機関から高い評価を受けています。

また、基礎調査における、施設利用者アンケートや支援者・利用者ヒアリングの結果からも、自立支援へのニーズが高いことが把握されました。

これまでの経緯や現在の評価・ニーズを踏まえると、若者支援施設には次のステージにおいても、自立支援機能を拡充していくことが求められていると考えます。

○現在、自立支援事業 ～ 総合的な相談、就労に向けたコミュニケーション力向上や職業理解等の援助プログラムなど ～ は、若者支援施設のうち、都心に所在する若者支援総合センター1館で実施されています。

しかしながら、関係者からは、「自宅から遠く、交通費の継続的な捻出が難しいと思われる場合、積極的に利用を勧められない」という声が多数聞かれます。

今後は、より身近な地域でも支援を受けられるよう、若者支援総合センター1館だけでなく、市域の概ね東西南北に位置する若者活動センターにおいても、自立支援機能を拡大する必要があると考えます。

○一方で、長期的に展望すると、社会的・人的資源や札幌市の財政運営などの面から、若者支援施設5館全てに、現在の若者支援総合センターと同等の機能を整備・維持していくことは、難しいものと思われます。

自立支援機能には、大きく「相談」機能と、「援助プログラム」機能がありますが、支援の入口になるのは「相談」であり、若者活動センターでは、「相談」機能

を優先的に拡大していくことが適当です。

○「相談」は、対面により時間と空間を共にし、表情や声の抑揚など、非言語情報も把握できる状態で行われることで効果が高まるため、専任のスタッフを若者活動センターに配置することが望まれます。

○情報通信技術の発展により、遠隔地と若者支援総合センターをオンラインでつなぐ「相談」機能を整備する手法も考えられますが、上述の理由から、対面による相談が困難な場合に限定すべきことを付言します。

○近年、若者支援施設では、新たな取組として、車両を活用した移動型のロビー事業を始めました。自立支援の拠点は身近な場所にあることが望ましいですが、拠点を増やすことが難しい場合、こうした取組で補完することも有効と考えられます。

イ 区の保健福祉部門との連携強化

○自立支援機能を拡充していく上では、若者支援施設自体の取組の強化と合わせて、関係機関と連携を図ることも重要となります。とりわけ、住民に身近な行政機関との連携は有効です。

○例えば、区の家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談に対応しており、15歳以上の若者を対象とする若者支援施設と対象年齢が重なる部分があります。

また、生活保護を担う区の保護課では、家庭の経済基盤が脆弱な中で自立の年齢を迎える子どもや、自立後に困難に直面し実家を頼ることができない若者に対して、主に経済的な支援を行っています。

○家庭児童相談室とは、一定の年齢到達後に若者支援施設が支援を引き継ぐ、保護課とは、居場所支援や相談支援など経済面以外の支援を若者支援施設が担うといった連携が考えられますが、現状では、若者支援施設の自立支援拠点が若者支援総合センター1館ということもあり、区役所にあるこれらの機関との連携は限定的なものにとどまっています。

○「連携」は、多くの場合、理念の賛同を得られても、実際に進めていくことは難しいものです。在り方検討部会の審議の中では、連携強化を進めていく具体的な方策として二つの提案がありました。

○一つは、現時点で比較的連携事例が多い区・施設をモデルとするものです。中央区と若者支援総合センター、北区とアカシア若者活動センターでは、現在も連携した相談支援や居場所支援などが行われています。これらをモデル区・施設として、試験的な取組を行い、全体に広げていくことが考えられます。

もう一つは、実際に問題を抱えている子ども・若者の事例をピックアップして関係者が定期的に集まり、ケーススタディ（ワーク）を行うものです。共に支援の実践を積み重ねる中で、連携のかたちをつくっていくことができると考えます。

今後、これらを参考に、若者支援施設と区の保健福祉部門の連携強化に向けて、具体策の検討が進められることを期待します。

○在り方検討部会の現地視察や、基礎調査における他都市事例調査の報告の中では、複合施設において、連携が上手くできている事例がありました。

特に他都市では、同じ行政庁舎の中に自治体の保健福祉部門と若者支援施設が入っているケースがあり、子ども・若者の居場所支援や見守りなど、連携の好事例が生まれているようです。

若者支援施設と区の保健福祉部門との連携を進めていく上では、両機関の建物・庁舎をどのような位置関係に配置できるかということも重要になると考えます。

(2) ロビー機能の強化

ア 基本情報

○若者支援施設では、若者が自由に過ごせる場所として『ロビー』を開放しています。テスト勉強や友だちとのおしゃべり、サークルのちょっとしたミーティング、アルバイトに行く前の休憩の場として、若者に広く利用されています。

○ロビーでは、ユースワーカーが若者の相談などを受け、若者の何かやりたい、何か求めているものに対して一緒に考えていく、提案するといった活動も行っており、グループ活動のサポートを受けた若者交流団体が、小学生を対象とした野外活動を開催したりしています。施設の利用者である若者たちが自ら主体となり、どういう活動をすれば人が集まるか、魅力が高まるかということをユースワーカーと一緒に考え、イベントを企画運営することもあります。

イ ロビーの意義

○ユースワーカーが利用者に直接働きかけるロビーワークは、日本の若者支援活

動の大きな特徴です。

基礎調査における支援者・利用者ヒアリングでは、支援者によるロビーの評価として、ユースワーカーと若者が人間関係を構築し、何かあったときに『この人に話してみよう』と自然に思えることが、若者支援施設におけるロビーワークの特徴・強みとの見解が示されています。利用者からは、「勉強する場所があり、多少の雑音の中でみんなが好きなことをして過ごしている、今のロビーが気に入っている。」「自分から話しかけられなくても、ユースワーカーから声をかけてくれる。距離感がとてもよい。」と評価する声もあがっています。また、こういった日常の対話をきっかけにして「実は家庭や学校の生活で悩んでいることがある」という相談にも繋がっています。

○今日、コスト削減の観点から、オンラインでできることはオンラインでよいのではないかとする風潮がありますが、ロビーワークには、対面だからこそ自然と起こる、盛り上がりや共感、連帯などの作用があり、これらはオンラインで代替できるものではありません。ロビーワークを通じて行われる、ユースワーカーや若者たちのリアルな交流は、現在もこれからも、若者支援施設の取組の大きな柱になります。

ウ 今後の方向性

・ 支援の「入口」の役割と機能

○ロビーは、若者支援施設の利用目的が明確ではない段階から、誰でも受け入れられる場であると同時に、そうした若者の内に潜んでいるSOSをキャッチする、あるいは自己実現を後押しする「入口」の役割も果たしています。

これからの若者支援施設には、他の施設では代替の利かないこの「入口」の役割を担うロビー機能が、いっそう重要になると考えられます。

・ ユースワーカーと若者の関係を深める環境づくり

○施設利用者アンケートから、ロビーの滞在時間が長くなるほど、ユースワーカーとの関わりが深くなり、施設が行うボランティア活動などへの参加を希望する、より高次の支援を求める傾向が把握されています。

○施設利用の「入口」から、さらに若者の成長や自己実現を目的とした支援につなげるために、中・長時間快適に滞在できる設備環境を提供することが必要となります。また、ユースワーカーと利用者のコミュニケーションが活発にな

るような取組を行うことも有効です。

- ・ 相談・自立支援担当スタッフと若者の関係づくり

○若者支援総合センターは、1階にロビー機能、2階に自立支援機能がありますが、1階を利用する若者が2階の自立支援担当スタッフと関わりをもつことも重要となります。

○今後、施設利用の「入口」となるロビーから、自立支援へ円滑につなげていくためには、自立支援担当スタッフも、日頃からユースワーカーとして若者と関わりを持つことが必要になるものと考えます。

- ・ 諸室の配置

○ロビーを利用する若者とユースワーカーの関係を深めるためには、ロビーとユースワーカーが滞在する事務室等の位置関係も重要となります。また、ロビーと事務室を併設させたとしても、閉鎖的な事務室であれば、若者と接点をつくるのが難しくなります。

○例えば、機密性を必要とするスペースは事務室の奥などに設けつつ、ロビーに面するスペースは、ユースワーカーの顔が見え、気軽に挨拶や会話ができる造りにするなどの工夫が有効です。

○一方で、私的な悩みなどで、人目に触れず来相したいというニーズもあるため、入口を2か所設けるなどの工夫・配慮も、併せて行っていくことが必要になるものと思われます。

- ・ ハード整備の具体的な提案

○若者活動センターの中には、ロビーと一体となった喫茶コーナーを備える施設があります。食には、それを介して自然と会話が生まれ、コミュニケーションを活性化させる作用があり、今後の若者支援施設にも軽食提供設備を備えることが有効であると思われます。

○また、ロビーを様々な用途・活動に使うのであれば、テーブル等の什器類は自在に配置換えできるものがよいと考えます。時代の流れとともに若者のニーズも変わっていくため、その変化に柔軟に対応できるフレキシブルな空間づくりが望まれます。

- ・ より分かりやすいネーミング

○「ロビー」とは、社会一般には「入口」や「待合せ場所」を指す言葉です。そ

れに対して、若者支援施設のロビーは、各自が思い思いに過ごす空間であり、また、若者の活動拠点にもなる空間でもあることが一般の若者にも伝わるよう、ネーミングにも工夫があってよいものと思います。

- ・ その他ロビーに期待する機能

○在り方検討部会では、「多くの大学生は、社会の役に立ちたい気持ちを持ちながら、始めるきっかけをつかめずにいる。」という意見がありました。そのような大学生にボランティアとして、ロビーワーク活動をしてもらい、ユースワーカーがバックアップする仕組みをつくることができれば、ロビーワークの体制が手厚くなり、にぎわいも生まれるのではないかと考えます。

(3) 交流・活動支援機能を支えるための貸室機能の確保

ア 基本情報

○若者支援施設は、中央区の若者支援総合センターを中心に、おおむね東西南北に、若者活動センター4館を配置し、若者支援総合センターに「自立支援」機能を、若者支援総合センターと全ての若者活動センターに「ロビー」と「貸室」「交流・活動支援」機能を設けています。

イ 基礎調査による考察

○若者支援総合センターの「自立支援」機能を除けば、若者支援施設の機能は、「ロビー」と「貸室」、「交流・活動支援」に大別されます。

基礎調査における施設利用者アンケートでは、「ロビー」、「貸室」、「相談、交流・活動支援」別に、「同じ目的で他の類似施設を利用している割合」を調査していますが、他の類似施設を利用している割合が「貸室」は46.3%であったのに対し、「ロビー」は14.6%、「相談、交流・活動支援」は13.2%となっており、「貸室」に比べて「ロビー」と「相談、交流・活動支援」は30ポイント以上少ない状況となっています。

支援者・利用者ヒアリングでは、以下の意見や声が確認されています。

- ・ 「交流」を主たる目的とした場合、一番重要になるのはロビーとなり、ロビーは単なるフリースペースではなく、ユースワーカーと利用者が関わる場となる。若者支援施設のロビーのような機能を持つ施設は他にはない。

- ・ 貸室に関しては様々な意見があると思うが、探せば民間も含めて他にもある。貸室料金が若干割高になったとしても、多くの場合 10 人程度で利用しているので、みんなで割り勘すれば負担できないということはないのではないかと。
- ・ 当初の 3 年間は若者支援施設の団体育成プログラムによる支援を受け、現在では、若者交流団体として利用者同士の交流やイベントを自立して実施するに至っている。団体育成プログラムが終了した現在も、適度な見守りや助言を受け、大きな負担感なく活動できており、施設には、これからも若者の「何かをやってみたい」という気持ちを適度にサポートしてもらいたい。

○これらの結果から、「貸室」は、同じ目的で他の類似施設を利用している割合が多く、複数の利用者や若者グループで利用されることが多いため、利用料金の面から、若者支援施設の優位性、独自性は高くないと思われます。一方、「ロビー」と「相談、交流・活動支援」は、他の施設では代替が難しいことがわかります。

○若者支援施設では、「相談、交流・活動支援」として、若者の「何かをやってみたい」という気持ちに寄り添いながら、継続的に支援を行っており、小さな活動から始めて大きく成長した若者交流団体もあります。このような支援は、他の施設では代替が難しい価値ある取組であり、若者の潜在的なニーズも確実にあるものと思われます。相談、交流・活動支援は、特別な設備がなくても、工夫によって提供できる支援であることから、これからも継続すべき取組であると考えます。

ウ 今後の方向性

(ア) 貸室機能

○貸室機能に関しては、他の類似施設で代替されていることが確認されているため、将来にわたり若者支援施設に必要とされる機能であるのか検討する必要があるものと考えます。

そして、若者支援施設の貸室機能を縮小することとなれば、以下の点を考慮してください。

- ・ 貸室機能の縮小による影響を考慮し、必要に応じて若者が市内の類似施設を低廉な料金で利用できる方策の検討が望まれます。
- ・ 貸室を縮小する場合、施設規模も縮小されるため、これまでのように単館施設としてではなく、他の公共施設等が集まる複合施設の中に入ることが

現実的と考えます。その場合は、施設が別の場所に移転することになりますが、基礎調査の結果では、10代の利用者は徒歩と自転車による来館が多く、さらに冬季は徒歩と自転車の利用者が減ることも分かっています。経済的に余裕のない若者であっても来館しやすいよう、交通の利便性が高い立地場所が望まれます。

(イ) 交流・活動支援機能

○若者支援施設の変遷を振り返ると、平成22年に勤労青少年ホームが今の若者支援施設として再出発した際に、余暇支援だけでなく、様々な課題や困難を抱える若者への支援や、若者同士の交流・若者の社会参加を促進させる支援を担っていくことを、新たな使命として打ち出し、今日、多くの評価を得ています。

交流・活動支援機能は、若者のチャレンジを支える、他に類を見ない、若者支援施設固有の機能であることから、今後も取組を継続してください。

(ウ) その他

○これから先、社会がさらに大きく変わっていく中で、若者たちが何か新しいことを始めようとしたときに、多様な価値観を持つ人が集い、それぞれ独自の活動を行うといった雑多な環境がないと、創造的で独創的なものは生まれません。

○ロビーには、そのようなものを生み出す土壌・可能性があると考えられる一方で、交流・活動支援を行うための設備としてロビーだけで十分なのかという懸念も残ります。

専有の「貸室」を持つことで、盛り上がりが起こった時に、熱量を維持したまま活動に移っていくことができるので、そうしたことが可能となる施設、取組を検証できる施設を一か所残すことを提案します。

(4) 学齢期からの支援の継続強化

ア 取組の必要性

○令和5年12月に策定された「こども大綱」では、子ども・若者がそれぞれの状況において必要とする支援を、義務教育の開始・終了年齢や、18歳・20歳等の特定の年齢で途切れることなく行っていくこととされています。

○また、基礎調査で実施した支援者・利用者ヒアリングでは、教育分野からは、「卒業等で学校を離れてしまった後に子どもたちが困難な状況になっても、学校はもう支援できない。」、福祉分野からは、「卒業・退学、あるいは離職などによって、子ども・若者がひとたび“所属”を失うと、福祉等の専門機関が関わるのが非常に難しくなる。」といった声が確認されました。

その上で、多くの関係者からは、「学校を離れた後の支援のバトンを、若者支援施設に受け継いでもらいたい。」という期待が寄せられています。

○学齢期の子どもの情報を最も多く持っているのは学校です。支援を必要とするより多くの子ども・若者を若者支援施設につなげるため、学校との連携を深め、シームレスな支援を強化することが、若者支援施設の機能を最大化するための大きな柱の一つになると考えます。

○一方で、学校との関わりが希薄な子ども・若者もいることから、学校以外にも、若者支援施設の支援につながる経路や方策を確保していく必要があります。

イ 具体的な接続の強化策

○現状では、多くの学校において、中学校卒業が近くなった時期、あるいは高校での修学を継続することが難しくなったタイミングで、口頭もしくはパンフレットの配布等により、若者支援施設の紹介が行われています。

しかしながら、困り事を抱えている子ども・若者や家族にとって、一度も行ったことのない場所・話したことのない人に、相談に出向く心理的なハードルはとても高いものです。

○現在も、若者支援施設のスタッフが学校に出向き、顔を見せて、生徒と関係をつくりながら、施設利用を働きかけるアウトリーチの取組が行われていますが、マンパワーの面から限られたものとなっており、これを一層強化する必要があります。ここでいうアウトリーチには、若者支援施設のスタッフと生徒との1対1の関わりはもちろん、若者・生徒達が集まる場所で形成されたピアグループへの関わりも含まれます。

○学校へのアウトリーチの強化を進める際には、札幌市は学校の協力が円滑に得られるようなサポートや、学校長等の管理職に加えて現場の第一線の教職員にも市の方針が伝わるよう、後押ししていくことが必要になると考えます。

○近年、札幌市内の学校でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材の配置が進んでいます。学校外にも、医療関係者や放課後等デイサービスの職員など、それぞれの領域から子ども・若者を支える支援者がおり、こうした専門家に広く、若者支援施設と活動内容を周知することも有効と考えます。

○若者支援施設には、SNSやメールでも多くの相談が寄せられています。例えば、不登校やひきこもりで、オンライン上ではある程度関係ができていても関わらず、施設に来ることができない場合、スタッフの方から対面で会いに行くような仕組みづくりの検討が望まれます。

○また、子ども・若者自身が、将来困ったときに支援を受けられる施設があることを、支援の対象となる時期よりも早い段階から知っておくことも大切であり、そのような広報を行っていくことも、支援の接続強化につながると考えられます。

ウ 通信制の就学者・高校中退者等の学びのサポート

○近年、様々な理由から、学校に通うことができない子どもが増えています。また、多様な学びのニーズや情報通信技術の進展などにより、通信制高校への関心が高まり、学校数・在籍生徒数ともに増加している状況があります。

○今後は、こうした子ども・若者に、学び続けることができる環境を提供していくことも大切になると考えます。

○現在も若者支援施設では、高校の再受験や、高校卒業程度認定試験を目指す若者に対して、学習の支援や、モチベーションの維持などのサポートが行われていますが、こういった活動を広く周知しながら継続していく必要があります。

○また、自宅では落ち着いて学習ができる環境を得られない子ども・若者もいます。こうした子ども・若者が、自主学習やオンライン学習主体の通信制高校に進学した場合、学びを続けていくためには、可能な限り自宅に近い場所に、通信教育を受ける場を提供していくことも必要になると考えます。

加えて、若者支援施設には、学習意欲の維持や、孤立感を抱えることがないようなサポートも期待されます。

終わりに

若者支援施設は、明日の社会を担う若者の社会的自立の実現を目標に、社会的自立を目指すすべての若者を支援することとし、若者支援総合センターによる若者の自立支援事業や、同総合センター、若者活動センターによる若者同士の交流促進事業、若者社会参加促進事業等を実施しています。

在り方検討部会では、令和6年4月から若者支援施設の在り方について検討を進めてきましたが、この検討に先立ち行われた基礎調査において、若者支援施設の取組や支援を高く評価する声が多く認められました。平成21年に策定された札幌市若者支援基本構想を経て、これまで行ってきた若者支援施設の取組が、多くの若者と様々な支援者に支持されています。

この評価は、すべての若者が生き生きと過ごし、自己実現を果たすことができるよう、若者支援施設が町内会等の地域住民や、学校・行政機関等と連携して、若者支援に取り組んできたこと、そして何よりも若者を支え、思いに応えてきた『ユースワーカー』のたゆまぬ努力によって得られたものです。

今後も、ユースワーカーや施設のスタッフが今以上に活躍できる場を提供することが、若者支援施設の価値を一層高めるものと思います。

当部会は、若者たちを応援する同志として、若者支援施設が今後も若者に支持される支援を推進し、より魅力的な施設になっていくことを期待しています。

資料

- 札幌市子ども・子育て会議 若者支援施設在り方検討部会について

(1) 委員

	氏 名	所 属
部会長	ながうら ひろむ 永 浦 拓	北海道教育大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 准教授
委 員	あらき なみ 荒木 奈美	札幌大学地域共創学群 教授
	いわさき しょうた 岩 崎 祥 太	若者支援施設 利用登録若者団体
	おおさわ しんぺい 大 澤 真 平	札幌学院大学人文学部 教授
	Kim ChangJin 金 昌 震	札幌大谷大学社会学部 准教授
	くどう まさし 工藤 真嗣	札幌市立星友館中学校 校長（※）

※ 令和6年度現在。

(2) オブザーバー（現 若者支援施設指定管理者）

氏 名	所 属
まつだ こう 松田 考	（公財）さっぽろ青少年女性活動協会こども若者支援担当部長 （札幌市若者支援施設 統括責任者）

(3) 審議経過

回	開催日	会議及び主な内容
第1回	令和6年（2024年） 4月23日	- 部会の審議内容及び進め方（スケジュール）について - 若者支援施設の現状について - 若者支援施設基礎調査（案）について
第2回	令和6年（2024年） 10月2日	- 宮の沢若者活動センター 視察 - 若者支援総合センター 視察 - 豊平若者活動センター 視察
第3回	令和6年（2024年） 12月19日	- 若者支援施設基礎調査の調査結果報告について - 基礎調査で把握された課題等を踏まえた討議・意見聴取事項について - 今後の進め方について

第4回	令和7年（2025年） 1月21日	・基礎調査で把握された課題への対応（意見、提案）について
第5回	令和7年（2025年） 3月5日	・第4回部会における意見を踏まえた論点整理について ・提言書の構成（案）について
第6回	令和7年（2025年） 6月2日	・提言書（案）について ・今後の提言書の校正作業について